

ダイジェスト版

公認会計士制度について

北九州市立大学

2017年10月24日

公認会計士・監査審査会
会長 廣本 敏郎

本日の構成

- はじめに
- わが国公認会計士制度の始まり
- 公認会計士・監査審査会について
- IFIARについて
- 公認会計士の活躍領域の拡大

Certified Public
Accountants and
Auditing Oversight Board

公認会計士・監査審査会



公認会計士・監査審査会（以下「審査会」という。）は、2004(平成16)年4月、独立して職権を行使する機関として金融庁に設置されました。以来、我が国資本市場の公正性と透明性を高めることを使命とし、公認会計士監査の質の向上を図り、その信頼性を確保することにより、資本市場の信頼性向上に努めてまいりました。

審査会は、第5期（平成28年4月～平成31年3月）に入りましたが、近時の会計不正事案などにより、会計監査の信頼性が改めて問われる状況にあつて、金融庁や日本公認会計士協会などの関係機関との連携を一層強化し、また、監査事務所の態様に応じたモニタリングを実施することにより、モニタリングの実効性の向上を図ってまいります。

特に、市場に大きな影響を与える上場大企業を監査する大規模監査法人に対して、そのリスクを踏まえた検査の実効性の一層の向上を図ることが必要であり、審査会は、大規模監査法人を中心とした検査に関して、機動的な検査対応、検査のフォローアップの強化、組織運営上の問題等の真の原因に迫る検証を行うための検査手法の改善といった必要な対応につき、実施できるものから速やかに取り組むこととしております。

また、企業の積極的な国際展開を背景に、監査業務もグローバル化し、諸外国の監査監督当局との協力・連携が一層重要になっています。審査会は、これまでもそうした国際的な協力・連携に積極的に貢献してきましたが、監査監督機関国際フォーラム（IFIAR：International Forum of Independent Audit Regulators）は、このたび、その常設事務局を東京に開設することを決定し、我が国の役割・責任はますます大きくなっています。

審査会は、与えられた権限を最大限に活用し、また、国内外の関係諸機関と連携して、グローバルな監査の質の向上、資本市場の信頼性の向上に努め、ひいては我が国国民経済の健全な発展に貢献してまいります。

会長 廣本 敏郎

一橋大学名誉教授
商学博士

平成22年4月に公認会計士・監査審査会常勤委員に就任
平成28年4月に公認会計士・監査審査会会長に就任、現職



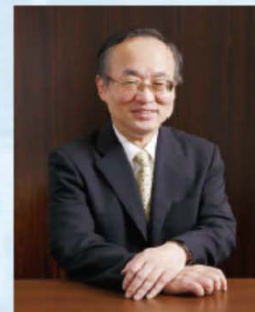
審査会の沿革は公認会計士法が制定された昭和23年まで遡ります。以来、審査会は公認会計士試験の実施機関として、公平かつ円滑な試験の実施に努めてきました。

社会全体の会計・監査水準の維持・向上と資本市場の信頼性確保のためには、会計・監査の専門家として高度の倫理観を備えた質の高い人材を安定的に輩出し続けることが重要です。高度・複雑化する経済社会の中で、特にグローバル化した資本市場や積極的な海外展開を図る企業活動を背景として、様々な領域において、会計・監査の専門家である公認会計士の活躍が求められるようになっています。一方で、ここ数年、公認会計士試験の願書提出者数・合格者数は減少傾向にありました。しかし、平成28年公認会計士試験短答式試験の願書提出者数において、ようやく増加に転じたところです。審査会としては、この流れを確実なものとするためにも、受験勉強を始める前の若年層や社会での活躍が期待される女性層も含めて、引き続き公認会計士の使命や資本市場における会計・監査の重要性等について講演を行っていきたいと考えております。

13年目を迎えた審査会への新たな期待に応えるべく、関係機関と協力して前進いたします。

常勤委員 松井 隆幸

元青山学院大学大学院会計プロフェッション研究科教授
平成28年4月に公認会計士・監査審査会常勤委員に就任、現職





目指せ、公認会計士!

～ 公認会計士試験にチャレンジしてみませんか ～



インターネットからの
出願が便利です

わが国公認会計士制度の構築

～新井清光著『日本の企業会計制度』より～

- 昭和22年（1947年）
 - 証券取引法の制定（証券取引委員会に関する部分のみ）
 - 証券取引委員会の設置
- 昭和23年（1948年）
 - 証券取引法の改正（公認会計士監査の導入）
 - 公認会計士法の制定
 - 公認会計士管理委員会の設置
 - 昭和27年に公認会計士審査会、更に平成16年より公認会計士・監査審査会となり、現在に至る。

わが国公認会計士制度の構築（続）

- 昭和24年（1949年）
 - 企業会計原則の公表
 - 東京証券取引所、大阪証券取引所の設立
 - 日本公認会計士協会の設立
- 昭和25年（1950年）
 - 監査基準の公表
- 昭和26年（1951年）
 - 公認会計士監査の実施（正規の監査は、昭和32年開始）

わが国公認会計士制度の構築（続）

- 昭和41年（1966年）
 - － 監査基準全面改訂
 - － 公認会計士法改正（日本公認会計士協会の特殊法人化、監査法人制度創設）

【監査法人の設立】

- 監査法人太田哲三事務所（1967年） 監査法人第1号
- 等松・青木監査法人（1968年）
- 監査法人中央会計事務所（1968年）
- 監査法人朝日会計社（1969年）
- 青山監査法人（1983年）わが国初の外資系監査法人

公認会計士・監査審査会について

世界における監査監督機関の設置

- 2000年代初頭、エンロン事件（2001年）、ワールドコム事件（2002年）など大規模な不正会計事件の発生を受けて、公的な監査監督機関の設立の重要性が世界的に認識された。
 - 米国では、サーベンス・オクスリー法に基づき2002年にPCAOBが設立されたが、その後、2003年にはカナダにCPAB、フランスにH3C、2004年に英国にFRC、我が国にもCPAAOBが設立された。

審査会発足時の記者会見 ～審査会の任務～

- 国際的に監査体制の信頼性及び質の向上が強く求められる中、監査事務所の監督体制の充実・強化等の観点から、公認会計士審査会を改組し、体制の充実・強化が行われ、当審査会が設置されました。
 - － 特に最近、公認会計士の監査の信頼性に対する疑念を示すような事態が出てきていますが、これは社会が変化し、社会のニーズと現在の公認会計士制度ないし公認会計士の仕事と…
(続く)

審査会の任務（続）

- － その間に乖離が生じていることによるものであり、現代社会に共通の事柄…審査会は、その乖離を埋める、重要な役割を果たす機関だと認識しています。
 - この任務を果たすことが公認会計士の仕事の信頼性を深め…財務情報の信頼性を高め、そのことが産業、日本経済の信頼性を高めることに繋がっていく…

（2004年4月22日審査会記者会見より）

第5期 審査会メンバー (平成28年4月1日現在)

会 長	廣本 敏郎	一橋大学名誉教授
常 勤 委 員	松井 隆幸	元青山学院大学大学院会計プロフェッション研究科教授
委 員	木村 明子	アンダーソン・毛利・友常法律事務所顧問
	佐藤 淑子	(一社) 日本 IR 協議会専務理事
	徳賀 芳弘	京都大学副学長・教授
	淵田 康之	(株) 野村資本市場研究所研究理事
	水口 啓子	(株) 日本格付研究所チーフアナリスト兼格付企画部長
	八木 和則	横河電機(株) 参与
	山田 辰己	有限責任あずさ監査法人パートナー
	吉田 慶太	有限責任監査法人トーマツパートナー



公認会計士・監査審査会の設置

公認会計士・監査審査会は、平成15年5月に改正された公認会計士法に基づき、平成16年4月1日に、従前の「公認会計士審査会」を改組・拡充して金融庁に設置された。

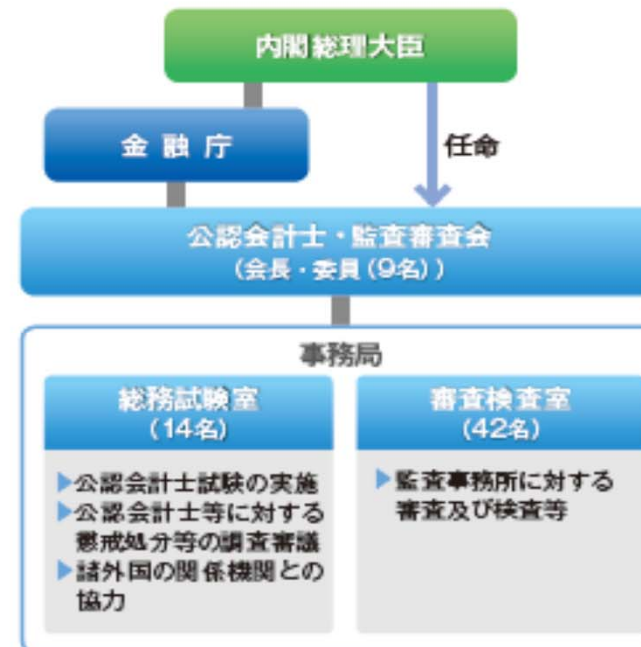
■ 審査会の組織、業務内容

審査会は、公認会計士法に基づき、会長及び委員9名以内で構成される合議制の機関として、金融庁に設置されています。会長及び委員は、両議院の同意を得て内閣総理大臣により任命され、独立してその職権を行使します。会長及び委員の任期は3年です。現在、審査会は、廣本会長の下、第5期（平成28年4月～平成31年3月）の活動を行っています。

審査会の主な業務は以下のとおりです。

- ・公認会計士試験の実施
- ・監査事務所に対する審査及び検査等
- ・公認会計士等に対する懲戒処分等の調査審議

審査会には、その事務を処理するために事務局が置かれています。事務局は事務局長の下、総務試験室、審査検査室で構成されています。



(注) 上記人員数は平成28年度定員ベース

IFIARについて

IFIARの設立

- 世界各国で監査監督機関が設置された後、相互の情報交換の必要性が認識され、定期的に国際会議が開催されるようになった。
 - 第1回会議は、金融安定化フォーラム（FSF）の呼びかけで、2004年9月に米国ワシントンで開催された。
- 2006年9月に開催された第5回会議で同会議を発展的に解消することとし、新たに「監査監督機関国際フォーラム（International Forum of Independent Audit Regulators: IFIAR）の設立が合意された。
 - 第1回IFIAR会合は、2007年3月に東京で開催された。

IFIAR常設事務局の東京誘致

- 萩生田光一官房副長官は、22日午前の記者会見で、国際機関「監査監督機関国際フォーラム (IFIAR: International Forum of Independent Audit Regulators)」の本部事務局の東京設置が決まったことに関し「日本の国際的なプレゼンスの強化や、東京市場の国際金融センターの地位向上の観点から極めて重要だ」と述べた。
 - 日本は金融庁などが外務省と連携し、誘致活動を進めていた。

(日本経済新聞、2016年4月22日)

わが国監査業界への期待

- IFIARではグローバルで質の高い監査の実現を目指して、さまざまな角度で議論を行っている。
 - 例えば、当局検査における監査上の不備に対するアプローチとして、監査基準への準拠性の観点だけでなく、不備が発生するに至った「根本原因」の究明を重視する傾向にある。
 - また、根本原因を重視する観点から、監査法人のガバナンス、ビジネスモデル、経済情勢やIT技術等を含めて、監査を取り巻く環境変化についても注目し、監査法人のグローバル・ネットワークからヒアリングを行っている。…（続く）

わが国監査業界への期待（続）

- このような状況の中、日本にとってもIFIAR事務局の招致が最終ゴールではない。
 - IFIAR事務局が東京に開設されたならば、IFIAR関連会合が定期的に東京で開催される見通しであり、要人との意見交換の機会も一層増える。
- これを契機として、日本国内の会計・監査に関連する組織および専門家が、監査に関する国際的な課題や議論の状況を認識しつつ、わが国の会計監査の質の更なる向上を目指して、議論を深めていくことが期待される。

（「監査監督機関国際フォーラム2017年に東京で常設事務局を始動」24-25頁）

公認会計士の活躍領域の拡大

日本公認会計士協会HPより

- 1949年に東京、大阪、名古屋をはじめとする8箇所
所に証券取引所が開設、1951年、証券取引法に
基づく公認会計士監査が開始された。
 - 以後、証券市場の拡大とともに公認会計士監
査の重要度は増し、公認会計士法の改正が加
えられてきた。1966年には、企業の事業活動
の大規模化に対応する組織的な監査を行うた
め、監査法人が誕生。1967年には学校法人監
査、1974年には商法に基づく公認会計士監査
導入など公認会計士への要請は証券市場だけ
でなく社会全般に拡大されていった。

日本公認会計士協会の会長声明

～ 「非営利法人への公認会計士監査の導入に当たって」 ～

- 平成28年3月31日に成立した「社会福祉法等の一部を改正する法律」により平成29年4月1日に開始する会計年度から一定規模を超える社会福祉法人に公認会計士監査が導入されることとなり、...また、平成27年9月に成立した「医療法の一部を改正する法律」により一定規模以上の医療法人にも公認会計士監査が導入されることになっています。
 - － 会員各位におかれましては、公認会計士の役割に対する社会的な期待を改めて自覚し、監査及び会計の専門的知識に加えて、実務を通じて蓄積した知見を十分に活かし、公認会計士監査を実施し、監査を通じて監査対象法人の経営力の強化に資することができるよう、... (続く)

「非営利法人への公認会計士監査の導入に当たって」 (続)

- 自ら研鑽に努めていただくようお願いします。
- なお、監査の実施に当たっては、適切な監査時間や報酬を確保することで監査の品質を確保すると共に、監査対象法人の関係者が、監査時間も含めた監査に関する事項を理解し、効果的な連携をもたらすような関係を構築するためにも、適宜十分なコミュニケーションを図り、監査対象法人の特性に合わせ、効率的・効果的な監査を行うことなどにも留意いただくようお願いいたします。

(平成28年10月13日会長声明 (関根愛子) 「非営利法人への公認会計士監査の導入に当たって」 『会計・監査ジャーナル』 2016年12月、19頁)

ご清聴ありがとうございました。

公認会計士・監査審査会 会長
一橋大学名誉教授

廣本 敏郎